

全建総発第 86 号

平成 23 年 10 月 13 日

各都道府県建設業協会会長殿

(社) 全国建設業協会
会長 浅沼健一
〔公印省略〕

建設工事業者への大阪府流入車規制の周知について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、大阪府では、大気汚染の状況を改善するため、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、平成 21 年 1 月より流入車規制を実施し、関係機関への周知に努めるとともに検査・指導にあたっております。

しかしながら、建設工事現場等において、適合車等標章(ステッカー)の表示のない車輛の発着やステッカーを所定の位置に適切に表示していない車輛を使用しているケースがみられるとの府民からの通報もあるため、別添のとおり、改めて大阪府流入車規制の周知について要請がありましたので、貴会会員企業等に対しまして、この趣旨の徹底方よろしくお願いを申し上げます。

以上